

多摩川漁業協同組合・恩方漁業協同組合
内共第5号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、多摩川漁業協同組合と恩方漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、にじます、やまめ、かじか、こい、ふな、うぐい及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 漁業権漁場区域内で遊漁を行う場合は、手釣、竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

2 遊漁に使用する投網の目合は16cmにつき14節以下でなければならない

3 竿釣で遊漁を行う場合は、使用する竿の数は1人2本以内とする。

4 あゆのころがしを除き、俗称ひっかけ又はさくりに類似する方法で遊漁してはならない。

5 漁業権漁場区域内では、危険防止又は漁場取締上、日没から日の出までの間は遊漁してはならない。

(キャッチ&リリース区間の設定)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間	エ 漁法
にじます、やまめ	組合が定めて公表した区間	組合が定めて公表した期間	組合が定めて公表した漁法

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁販売所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	解禁日から12月31日まで
にじます	解禁日から12月31日まで
やまめ	解禁日から9月30日まで
かじか	5月1日から12月31日まで
こい・ふな・うぐい・うなぎ	1月1日から12月31日まで

2 組合が解禁日を公示する場合は、組合公示板、読売新聞に掲載するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
醍醐川と案下川の合流点より上流の区域	10月1日から翌年のます類の解禁日前日まで（かじかは4月30日まで）

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ・ふな	10センチメートル
にじます	12センチメートル
やまめ	12センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(尾数の制限)

第8条 次の表の左欄に掲げる魚種は、1人1日当たりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて保持してはならない。

魚種	尾数
やまめ	20尾

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が小学生以下のときは無料、77歳以上の者又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とる。

対象魚種	漁具漁法	期間	遊漁料金
<全魚種> あゆ、にじます、やまめ、こい、 ふな、うぐい、かじか、うなぎ	手釣、竿釣	1年	9,000
		1日	2,500
<マス券> にじます、やまめ、こい、ふな、 うぐい、かじか、うなぎ	手釣、竿釣	1年	6,000
		1日	1,500
<アユ券> あゆ、こい、ふな、うぐい、 かじか、うなぎ	手釣、竿釣	1年	6,000
		1日	1,500
<雑漁券> こい、ふな、うぐい、かじか、 うなぎ	手釣、竿釣	1年	3,000
		1日	500
<解禁日> にじます、やまめ	手釣、竿釣	解禁日	4,000

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は、組合が指定するオンラインシステムにて納付しなければならない。
ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 多摩川漁業協同組合 東京都府中市府中町2丁目25番地
- (2) 恩方漁業協同組合 東京都八王子市上恩方町1, 353番地
- (3) 指定店は組合が委託した遊漁承認証取扱所とし、店名及び所在地は組合公示版に掲載する。

3 前2項の規定にかかわらず、東京都八王子市上恩方町1, 528番地力石えん堤から上流1,000mまでの間及び同えん堤から下流500mまでの間において遊漁する場合の遊漁料は別に定める。

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所（年券のみ）
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 1 1 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない

3 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

4 遊漁者は、組合から交付された遊漁証を他人に譲渡又は貸与してはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第 1 2 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第 1 3 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(附則)

1 この規則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

2 この規則施行前に交付した遊漁承認証は、その期間中は有効なものとする。

3 この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

4 この規則施行前に交付した遊漁承認証は、その期間中は有効なものとする。